番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	壱岐振興局	農林水産部 農林整備課	H28.6.27	経営体育成基盤整備 事業刈田院地区換地 事務委託	2,106,000	壱岐市郷/浦町本村触562 壱岐市 代表者 壱岐市長 白川 博一	当該業務は、「県営土地改良事業の施行に伴う 換地計画等の事務の委託に関する要綱」により、委 託先が、市町村、土地改良区及びその他知事が特 別に認めた者とされている。その中で、当該地であ る刈田院地区では土地改良区を設立しているもの の、事務局長一人で改良区の事務を行っており、換 地業務や換地委員等との調整もできない。そのた め、換地業務、地域及び受益者の実情に精通して いる壱岐市と契約を締結する必要がある。	第167条の2
2	壱岐振興局	農林水産部農林整備課	H28.7.8	壱岐地区水源施設積 算参考資料作成業務 委託	2,214,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	県内の21市町および90土地改良区を会員とする公益法人たる長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、県と共同して県営事業の積算の際に用いる農業農村整備標準積算システムを保守している点、「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」において設計・積算・工事監督等の発注関係事務を行うことができる発注者支援機関として認定されており、使用許諾契約に基づく守秘義務を有している点から、昨年度まで随意契約をしていた。今回、土改連の性格、委託する業務の範囲、土改連と随意契約が可能な業務の用件について再度検討したが、契約の相手方が特定されるという性格上、積算業務を受託するのは公益法人が望ましい点、使用許諾契約に基づく守秘義務を有していることから、秘密の保持についても期待できる点から今回においても土改連との随意契約1者見積とした。	第167条の2 第1項 第2号
3	壱岐振興局	建設部 建設課	H28.7.20	壱岐振興局土砂災害 警戒区域等設定確認 業務委託	3,998,160	大村市池田町2丁目1311 番地3 公益財団法人長崎県建設技 術研究センター 理事長 宮崎東一	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行使する基礎となるため、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委任先であることが求められる。よって、公益財団法人 長崎県建設技術研究センターを契約相手とする。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

# []	CC 450 00	所管課	±17.45.45.45.	tn// 0 /21/	#7.45 A AT / FT >	### OHT# PT TO	随意契約とした理由	地方自治法施行令
番号	所管部局	(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	(具体的かつ詳細に記載)	適用条項
4	壱岐振興局	農林水産部 農林整備課	H29.1.10	壱岐地区水源施設埋 蔵文化財発掘調査委 託	2,043,000	壱岐市郷/浦町本村触562 壱岐市 代表者 壱岐市長 白川 博一	当該業務は、農業水利施設保全合理化事業壱岐地区で実施中の農業用ため掘の法面保護工25ヶ所の内、4ヵ所が「原の辻遺跡」指定範囲内にあるため行う埋蔵文化財調査である。「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされており、担当部局は壱岐市教育委員会となるため、壱岐市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
5	壱岐振興局	管理部 総務課	H29.3.30	壱岐振興局総合庁舎 (壱岐保健所含む)宿 日直業務委託	3,013,200	個人のため未記入	当該業務は、職員の勤務時間外である平日の夜間及び休日の電話、電報及び郵便物の収受、緊急時の連絡等を行ってもらうが、警備業者に委託した場合、委託料が割高であり、宿日直という業務の性格上、信頼性、的確性を強く求められることから、面接試験により選考した3名〔交代勤務〕と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものである。	第167条の2 第1項 第2号
6	壱岐振興局	建設部 管理·用地課	H29.3.31	郷/浦港緑地、印通 寺港緑地及び勝本港 緑地管理委託	2,614,896	壱岐市郷/浦町本村触562 壱岐市 代表者 壱岐市長 白川 博一	壱岐市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「郷ノ浦港緑地」「印通寺港緑地」「勝本港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を壱岐市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、壱岐市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。以上の理由により、壱岐市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
7	壱岐振興局	建設部 壱岐空港管理事 務所	H29.3.29	壱岐空港消防救難活 動業務委託	39,882,000	壱岐市郷/浦町本村触562 壱岐市 代表者 壱岐市長 白川 博一	壱岐空港の消防救難活動業務については、壱岐 広域圏町村組合と消防協定を締結しており、市町 村合併後は同組合の業務を壱岐市が承継してい る。また、航空機火災等高度な火災に対応できる者 は島内には壱岐市消防本部しかなく、契約相手方 が壱岐市に限られるため。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円